## 羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月25日(木)午後1時30分から午後3時00分

2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室

3. 農業委員 10名

議席番号	氏 名	備考	議席番号	氏 名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯 塚 輝 雄	(会長代理)
2番	小 林 容 彰		8番	大 貫 勇 一	
3 番	中島牡雄	(会長)	9番	木 村 俊 之	
5番	平 井 紘 一		10 番	爲ケ井晴一	
6番	儘 田 實		11 番	川田英之	

## 4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について(農用地区域からの除外)

- 5. 農地利用最適化推進委員 14名
- 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岡田隆史

事務局次長 野口武士

主 任 渡 邉 栄 美 (書記)

## 7. 会議の概要

議長	ただ今から、1月定例農業委員会を開会いたします。
	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条
	第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと
	思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	6番 儘田 實委員、7番 飯塚輝雄委員 のご両人にお願い
	します。なお、本委員会への欠席通知は、儘田 實委員
	より出されております。
(議案第1号)	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の
	調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請
	について、ご説明いたします。
	受付番号36号では、譲渡人は耕作が難しいことから、
	譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅から、
	約30mに位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張で
	問題ないと思われます。
	そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題が
	ないと思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に
	該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると
	考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
7番	受付番号36号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
	いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等
	の申請内容に間違いないことをご報告いたします。
	申請地は(詳細に説明)です。
	なお、申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、許可申請いたします農地は農業経営を拡張するためのもの
	であり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。
	また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。
	なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は許可を取り消さ
	れても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。

•	
	(発言なし)
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による
	許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付する
	ことに賛成の委員は「起立」願います。
	(起立全員)
	起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条
	の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、
	県知事へ送付することに決定いたします。
(議案第2号)	引き続き、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に
	ついてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の
	調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
	ご説明いたします。
	37号では、自己用住宅敷地を拡張するものです。
	申請人が太陽光発電施設敷の転用手続きを進める中で、
	土地の調査の際に自宅の敷地の中に農地があることが判明しました。
	そのため、住宅敷の拡張として申請するものです。
	農地の区分については、住宅等が連担している区域に
	近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である
	「第2種農地」と判断しました。
	また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。
	そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく
	供することの確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
5番	受付番号37号について調査報告いたします。まず、議案書を
	朗読いたします。(議案書朗読)
	申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に
	間違いないことをご報告いたします。
	申請地は(詳細に説明)です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	居宅用地の用途として使用するため、先に許可申請すべきところ、
	許可を得ずに使用したまま今日に至ってしまい、是正を行うために
	申請するものです。
	次に始末書を朗読いたします。
	本来ならば先に許可申請すべきところでしたが、法の不知及び
	事務手続きを怠慢のため、許可を得ずに使用したまま今日に
	至ってしまい、申し訳なくお詫びいたします。
	今後は諸法規を遵守し、十分気を付けます。

	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第2号 農地法第4条の規定による
	許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ
	送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第4条の規定による
	許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付する
	ことに決定いたします。
(議案第3号)	引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請
	についてを議題といたします。
	ただし、受付番号38号については、農業委員会等に関する
	法律第31条の規定による議事参与の制限等に該当する案件で
	ありますので、審議、採決に際しましては
	の退席を求めることになります。
	それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告
	をお願いします。
事務局	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
	ご説明いたします。
	38号では、自己用住宅を設けるものです。
	譲受人は、市外のアパートで生活しており、手狭となったため
	住宅を建築したいと考えていました。市街化区域では
	条件に合わず、祖父に相談したところ、所有の農地について、
	住宅建築の了承を得られました。申請農地は、祖父の家に近く
	積極的に手伝いが出来ることもあり、自己用住宅敷として
	申請するものです。農地の区分については、生産力の高い
	概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で
	「第1種農地」と判断しました。
	第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、
	申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に
	規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、
	例外に該当し、敷地面積も500m²を超えないものであり、
	許可相当になるものと思われます。
	39号では、太陽光発電施設を設けるものです。
	譲受人は、大阪府大阪市に事務所を置き、太陽光発電事業を
	行っている法人です。申請農地は、周辺に日光を遮る高い建物
	がなく、太陽光発電の採算も十分に確保できることから、

施設の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことで、 今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。なお、 施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、 周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっています。 農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。 40号では、自己用住宅を設けるものです。 譲受人は、市外のアパートで生活しており、手狭となったため 住宅を建築したいと考えていました。祖父に相談したところ、 所有の農地について、住宅建築の了承を得られました。 申請農地は、祖父の家にも近く、お互いに協力し合えることを 考慮し、今回、自己用住宅敷として申請するものです。 農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の 集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。 第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、 申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に 規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」として、 例外に該当し、敷地面積も500mを超えないものであり、 許可相当になるものと思われます。 41号では、太陽光発電施設を設けるものです。 譲受人は、 を置き、太陽光発電事業を 行っている法人です。申請農地は、周辺に日光を遮る高い 建物がなく、太陽光発電の採算も十分に確保できることから、 施設の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことで、 太陽光発電施設敷として申請するものです。なお、施設の 周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、 周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっています。 農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。 また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。 そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供すること の確実性等についても、問題ないと考えます。 以上で事務局からの説明を終了させていただきます。 受付番号38号について調査報告いたします。まず、議案書を 1番 朗読いたします。(議案書朗読) 申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に 間違いないことをご報告いたします。 申請地は(詳細に説明)です。 なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 市外のアパートを借り生活していたが、家族が増え手狭になり、 市街化区域で探しましたが見つからず、祖父に相談したところ 当該地の使用を得られました。実家にも近く、積極的に手伝いも

	Highway 3 FFL Thinks 3 Miles 3 3 3 3
	出来ると思い建築を決意しました。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
11番	受付番号39号について調査報告いたします。まず、議案書を
	朗読いたします。(議案書朗読)
	申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に
	間違いないことをご報告いたします。
	申請地は(詳細に説明)です。
	なお、申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	転用目的のもと施設管理・運用を行っていくことを誓約いたします。
	太陽光発電設備の設置以外の目的には使用しないことを誓約いたし
	ます。
	次に理由書を朗読いたします。
	小売電気事業者との電気売買契約に基づき、安価で安定した
	電力調達が可能であり、継続的なビジネスとして十分な採算性が
	認められ、事業を推進している次第です。供給する再生可能
	エネルギー由来の電気不足から、早急に事業化することが望まれる
	ため申請するものです。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
2番	受付番号40号について調査報告いたします。まず、議案書を
	朗読いたします。 (議案書朗読)
	申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に
	間違いないことをご報告いたします。
	申請地は(詳細に説明)です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現住居では手狭になり、新居を建築する計画を立てました。
	そして祖父が所有する当該地を使用することの快諾を得ました。
	駐車スペースや物干し場等も必要であり、実家も近く
	協力し合えるので最適地と考えました。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
5番	受付番号41号について調査報告いたします。まず、議案書を
	朗読いたします。 (議案書朗読)
	申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に
	申請地は(詳細に説明)です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	耕作放棄地であるため太陽光発電設備を設置して、売電による
	収益の増大を図ります。クリーンエネルギーの創出による社会貢献
	も図れると考え、申請を行う運びとなりました。
	十分な広さがあり、周辺農地への影響がないこと、日照量や
	風強度等を勘案して当該地を選定しました。
	MANAY A CHAN O C THUNG C TO CO CO CO

	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	まずは受付番号38号を除く案件について、ただいまの報告
	及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による
	許可申請の受付番号38号を除く案件について、担当委員の報告の
	とおり許可することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(拳手全員)
	挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定
	による受付番号38号を除く案件について、許可相当の意見を
	付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	続きまして、受付番号38号について、ご質疑・ご発言を
	願いますが、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に
	該当するため、の退席をお願いします。
	それでは受付番号38号について、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定
	による許可申請の受付番号38号については、担当委員の報告
	のとおり許可することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条
	の規定による受付番号38号の許可申請については、許可相当の
	意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	それでは、の入室をお願いします。
(議案第4号)	続きまして、議案第4号 農業振興地域整備計画の変更
	(農用地区域からの除外) についてを議題といたします。
	当該、整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する
	法律により、羽生市長から意見を求められております。
	事務局である農政課より説明した後、各担当委員より調査結果の
	報告をいただき、慎重なるご審議の程、よろしくお願いします。
農政課	事案 1 住宅敷地拡張
	現在の県道からの出入口通路及び車庫が転用許可を受けることなく
	使用していることがわかり、是正すべく申請に及ぶものです。
	事案 2 分家住宅敷
	公共移転から外れた宅地が残り、必要最低限の農地の転用で
	土地利用が可能なため、専用住宅の建築を計画するものです。
	事案3 店舗敷地

	店舗の建築敷地として計画するものです。
	ご審議のほどよろしくお願いいたします。
8番	事案1について調査報告いたします。
- Д	申請人に確認いたしましたところ、申請内容に間違いないこと
	及び現地の確認をいたしたことをご報告いたします。
	始末書を朗読いたします。
	娘夫婦が専用住宅を建設するため、実家付近で土地を探しているとの
	相談を受け、私が所有している土地が休耕地になっているため
	建設地としてすすめました。しかし住宅敷地の一部が農地だと指摘を
	受け県道からの出入口通路及び車庫が農地法の許可を受けることなく
	使用していることがわかりました。無断使用部分は生活するうえで
	必要なため、是正すべく申請するものです。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
9番	事案2について調査報告いたします。
	申請人に確認いたしましたところ、申請内容に間違いないこと
	及び現地の確認をいたしたことをご報告いたします。
	選定理由書を朗読いたします。
	借家の生活が手狭になり自己用住宅の計画をしました。
	申請地の北側には祖父が建築した専用住宅がありましたが、公共移転
	(高規格堤防拡張工事) により行政へ協力し居宅も取り壊されて
	います。公共移転から外れた宅地が120.4㎡残っており必要最低限の
	農地の転用で土地利用が可能であり、申請地は実家近辺のため
	最適な位置にあると考えました。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
10番	事案3について調査報告いたします。
	申請人に確認いたしましたところ、申請内容に間違いないこと
	及び現地の確認をいたしたことをご報告いたします。
	選定理由書を朗読いたします。
	を建築したく父に相談したところ、
	父所有の農地に接し市道が造られたので、利用しようとしたが
	道路と所有地の間にある地番も含めた事業計画を考えました。
	所有農地の出入りをしていた東側の道路より水道を引く計画のため
	農地の一部も給水管を引く部分を使用します。
	申請地に接する市道は国道や県道に繋がる道路で、道幅も広いため
	出入りしやすいことなどから店舗計画に適していると考えました。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、採決に移ります。

事務局	ただいま議題となっている議案第4号 農業振興地域整備計画の変更については、同意することに賛成の委員は「挙手」願います。 (挙手全員) 挙手全員でありますので、議案第4号については、 同意することに決定いたします。 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。 続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。 報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の
事務局	(挙手全員) 挙手全員でありますので、議案第4号については、 同意することに決定いたします。 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。 続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	挙手全員でありますので、議案第4号については、 同意することに決定いたします。 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。 続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	同意することに決定いたします。 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。 続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。 続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	
事務局	報告事項1
	確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地を
-	自己用として、転用を行う場合に届出を行うものです。
	長屋住宅敷1件ございました。
	報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の
	確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の
	権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。
	住宅敷3件、工事用地の一時転用1件、共同住宅敷2件
	ございました。
	報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知について
	でございますが、これは農地法及び利用権設定(等促進事業)に
	係る合意の解約となります。44件ございました。
-	報告事項4 農地法の規定による許可一覧についてでございますが
	これは県許可のありました12月分でございます。
	4条が2件、5条が7件ございました。
	以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。
	① 2月の農業委員会定例会について
	② 農地相談会について
	③ 能登半島地震義援金の募集について
	④ 研修会・北埼玉地区農業委員会
議長	(発言なし)
	以上で、本日の全日程を終了いたしました。

署名委員